

2021年・市町村国保調査結果の概要

2021年11月13日
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内33市町村
調査期間>2021年9月から10月

2021年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただきました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

2018年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となりました。都道府県単位化になって3年が経過し、今年度から新たな第二期国保運営方針（3年間）の期間となりました。また、昨年初頭からコロナウイルス感染が拡大し始め、市町村国保も翻弄されました。今回は、市町村国保の状況を全面的に捉えるとともに、動向コロナウイルス感染症の影響による減免・傷病手当の動向、受診動向の変化について焦点化した調査としました。市町村国保がどう変化したのかを共有化し、市町村への要請と連携した運動を旺盛にすすめたいと考えています。地域からの運動に、市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

<全体的な特徴>

（1）国保の被保険者は、高齢者、単身世帯、低所得の方が半数以上を占める

国保の加入者のうち、①加入世帯所得では、100万円以下が47.4%で、200万円以下では67.2%に達します。②60歳以上が51%を占め、70歳以上が26.4%に及んでいること。③加入世帯では、県内平均で単身者が57.4%を占め、2人世帯が28.9%と単身者と2人世帯で86.3%を占めること。このように、国保の加入者の特徴は、所得が極めて低く、圧倒的に年齢構成が高く、単身世帯が多くを占めます。こうした国保加入者の構造問題から、社会保障制度としての国保のあり方を考えていく必要があります。

（2）市町村の保険料（税）の引き下げ、据え置き努力が見える

2021年度は、基礎控除額が33万円から43万円となりましたが、被雇用者は33万円のまま据え置きとなりました。そのため今回の調査では、モデル設定保険料を「保険料率から算出した保険料（基礎控除額33万円で計算）」と市町村から提出していただいた「実際の保険料額」の2通りの表としました。「保険料率から算出したモデル設定保険料」で見ると、12市町村で減額、15市町で据え置きとほぼ全ての市町村で、減額、据え置きとなりました。「実際の保険料額」では、ほぼ2/3の市町村で減額となりました。

2019年度から中井町が均等割を第3子から全額減免としたのに引き続いて、2020年度から、大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、箱根町が均等割の第3子から全額減免をスタートしました（横浜市と川崎市が、子どもの人数に応じて所得割の減免を実施）。市町村ごとの減免措置の拡大がすすめられています。市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力が見られます。

（3）短期証・資格証の交付停止がすすめられている

横浜市が資格証に続いて短期証の交付をとりやめたことに続いて、昨年、平塚市が交付をやめ、今年度から小田原市がやめました。短期証の世帯交付率の平均は1.36%と昨年の1.66%から大きく減少しました。資格証を交付していない市町村は12市町で、昨年の11市町から増加しました。資格証の世帯交付率の平均は0.28%と昨年の0.44%から大きく減少しました。このように、短期証・資格証を交付しない、交付率の減少傾向が見られるのは大きな前進と評価できます。一方で、収納対策の強化はすすめられており、市民税などの収納対策部局との連携、移行がすすめられています。

（4）コロナ感染による保険料減免、傷病手当金の支給がすすめられている

新型コロナウイルスの感染の影響による保険料の減免は、2020年度の全県での決定件数39288件、総額54億円を実施しました。傷病手当金の支給実績については、2020年度の全県での決定件数272件、総額2084

万円の手当金が支給されました。神奈川県では、全市町村が実施の手立てをいち早くとったことが、申請件数の増加に結び付いていると言えます。

(5) コロナ感染の拡大は、受診抑制を余儀なくされた

新型コロナウイルスの感染の影響による受診動向を把握するために、医療費、レセプト件数、受診日数、特定検診受診率の4点について、新たな調査項目としました。その結果、いずれの項目も2019年度に対し2020年度は著しい減少傾向が見られました。1人当り医療費は4.1%、レセプト件数11.2%、受診日数13.3%減少。そして特定検診の受診率も2.9%のマイナスとなっており、コロナ禍での受診抑制が深刻であったことが見て取れます。

(6) 法定外繰入の維持・継続、基金の積み立てがはかられている

一般会計からの法定外繰入額については、33市町村中25自治体で実施しています。被保険者一人当たりの額では、横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、開成町、愛川町の16市町で増加しています。国による法定外繰入の削減・解消圧力が強まっているが、神奈川県では全国と比べて数多くの自治体が積み立ての維持・継続がはかられています。

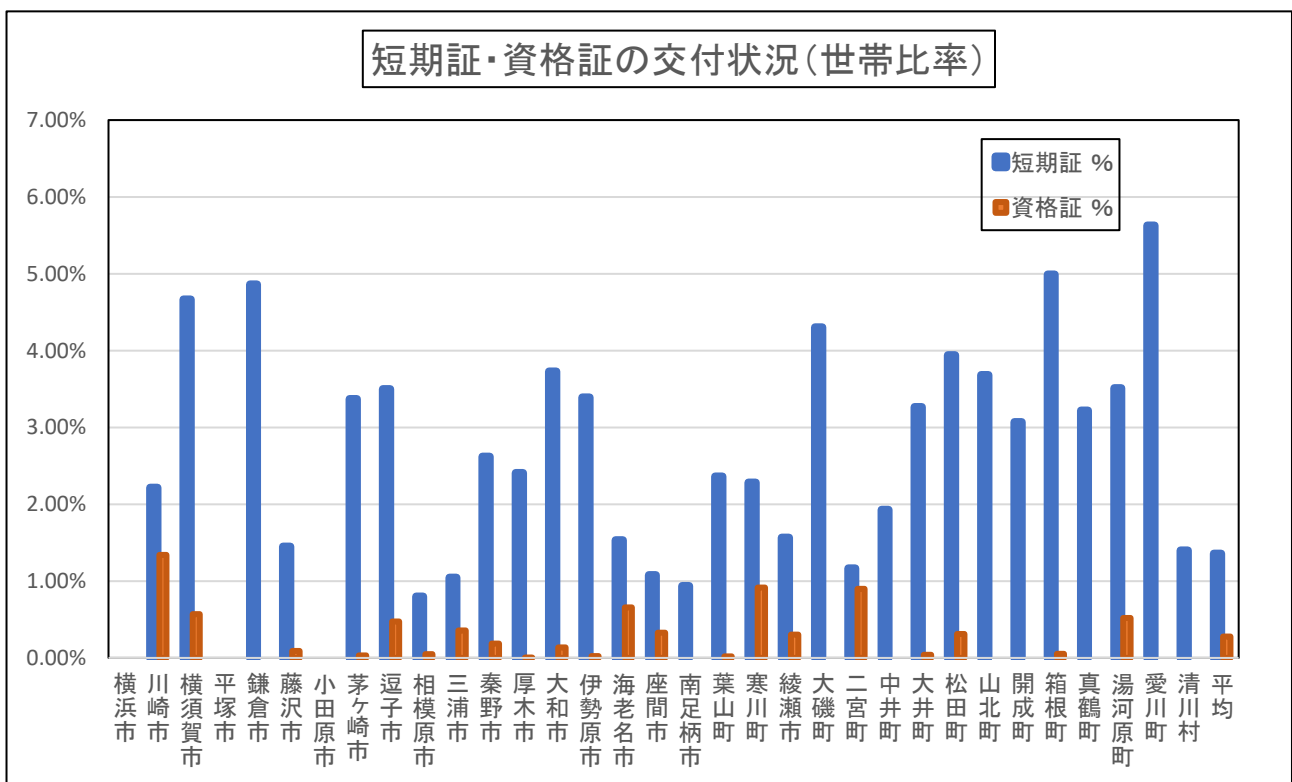
法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められています。基金の積み立ては、33市町村中32自治体で実施しています。2020年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は9,215円で、2019年度末と比べ21市町村で増加しています。

1. 国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について (1~6P)

(1) 国保の加入世帯・加入者数

神奈川県内の全33市町村の国保の加入者は、全県で1,192,090世帯(昨年比▲4,537世帯)、被保険者数は1,764,388人(昨年比▲24,451人)。世帯で▲0.38%、被保険者数で▲1.37%減少しています。その要因として、①団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療制度に移行していること、若年の非正規雇用の方が被用者保険に移行していることが推察されます。

(2) 短期証と資格証の交付状況について



①短期証の交付

短期証の世帯交付率の平均は1.36%で昨年の1.66%より大きく減少しました。横浜市、平塚市に続いて、今年度から小田原市がやめました。短期証の世帯交付率が低いのは相模原市で0.80%、南足柄市0.94%、三浦市1.05%、座間市1.08%の順。高いのは、愛川町5.63%、箱根町4.99%、鎌倉市4.86%、横須賀市4.66%、大磯町4.30%の順で、全体的に減少傾向となっています。

②資格証の交付

資格証の世帯交付率の平均は0.28%で昨年の0.44%より大きく減少しました（一昨年は0.49%）。資格証を交付していない市町村は、横浜市、平塚市、鎌倉市、小田原市、南足柄市、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村の12市町村で、昨年の11市町村から増加しました。交付世帯数が一桁台は、厚木市、伊勢原市、葉山町、大井町、松田町、箱根町の6市町村。世帯交付率が1%を超えているのは、川崎市1.34%のみとなり、昨年の2市町、一昨年の6市町村から減少しました。

④保険証の未更新（留め置き）

未集計の自治体が多く、全体の把握はできていないが、通常証の未更新（留め置き）がある自治体は、平塚市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、綾瀬市、真鶴町、愛川町の9市町で、昨年の7市から増加。短期証の未更新（留め置き）は、鎌倉市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、箱根町、真鶴町の11市町で昨年の9市町から増加。資格証の未更新（留め置き）は、茅ヶ崎市、相模原市、座間市、綾瀬市の4市町で昨年から1減。

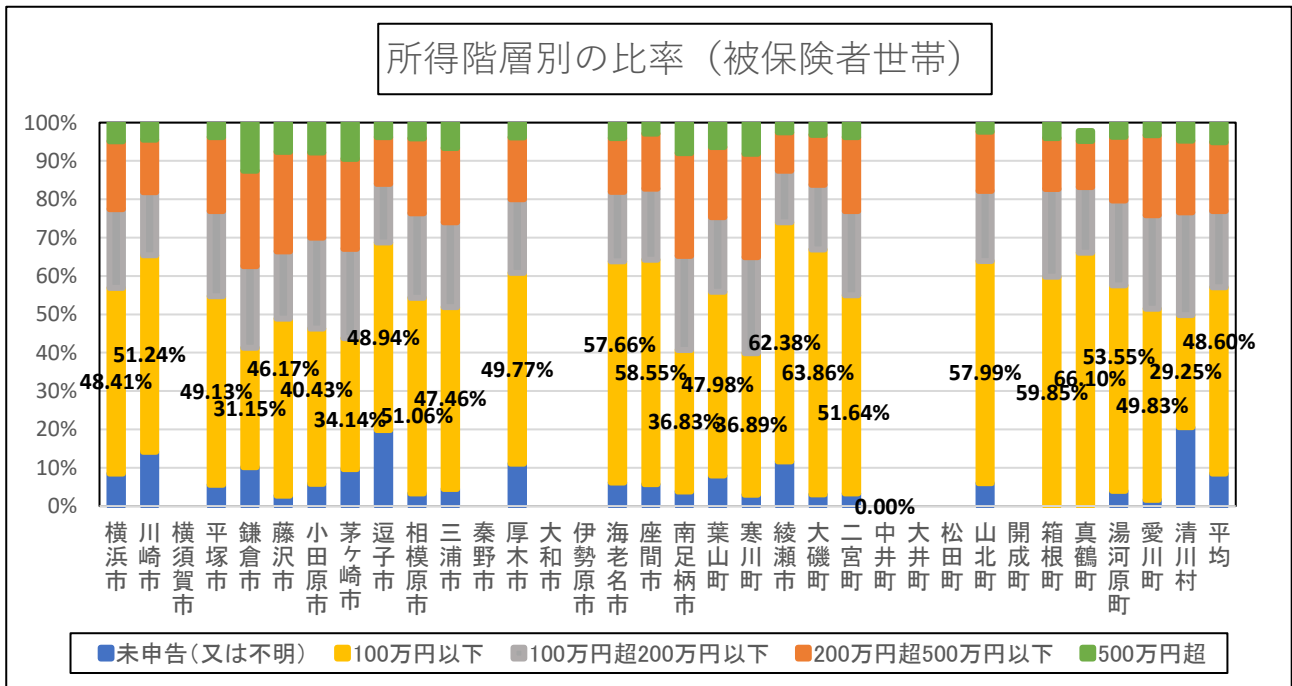
⑤短期証・資格証の交付基準について

短期証の交付を取りやめた平塚市以外の自治体は、短期証の交付基準がありますが、交付していない横浜市・小田原市は交付基準がありません。滞納期間が10期、1年以上が約半数となっています。資格証の交付基準では、交付していない、基準なしが6市町（鎌倉市、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町）で、他は基準を持っています。

⑥短期証の有効期限について

有効期限については、「交付していない」もしくは「1年以内」としているところが、横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市の5市。1カ月、3カ月、6カ月で判断しているところも含めて、その他の自治体は最長6カ月としています。

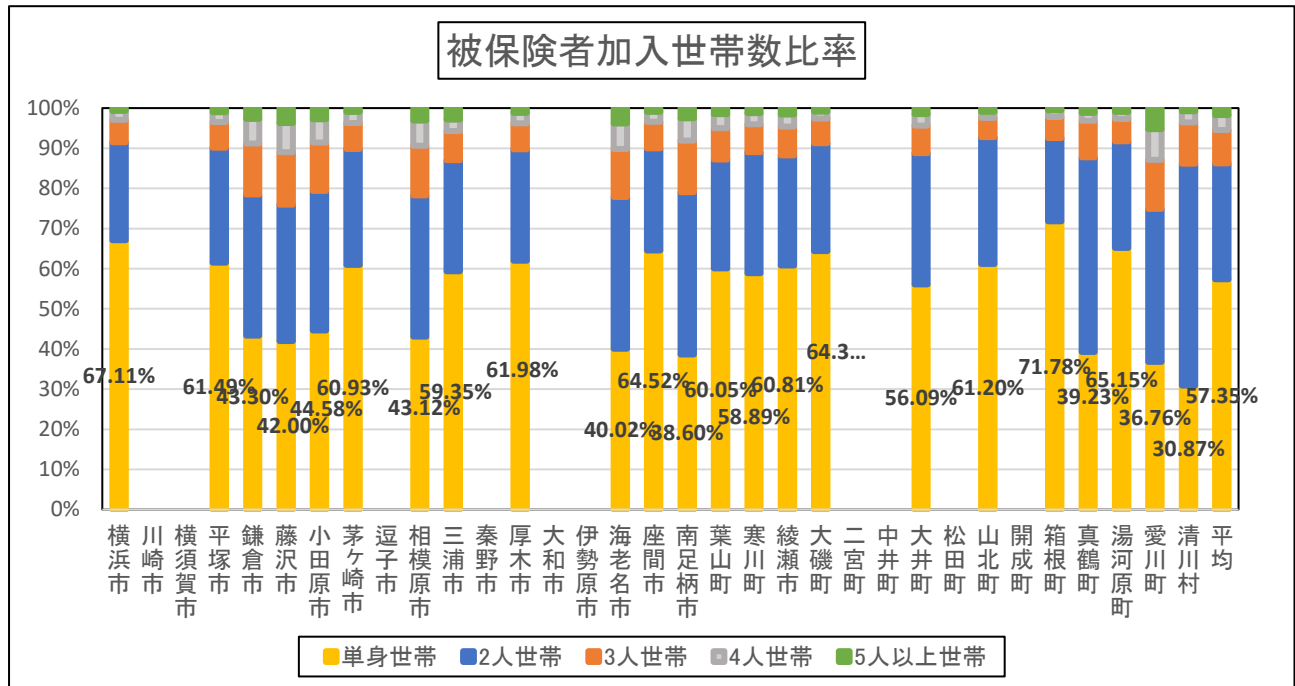
2. 所得階層別・世帯別・年齢階層別の加入状況（7～14P）



(1) 国保の加入世帯所得

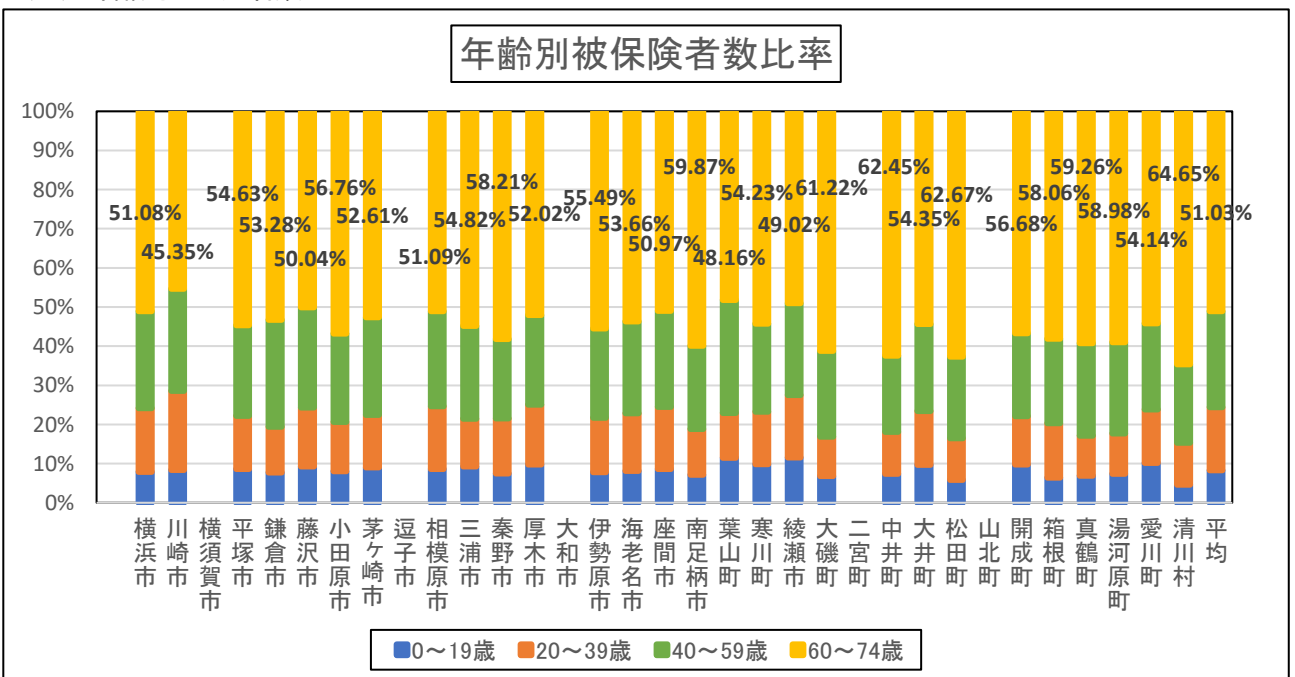
加入世帯所得の単純平均で、100万円以下48.60%とほぼ5割に達し（去年は50.02%）で、200万円以下では68.50%を占めた。100万円以下で5割を超える自治体は、川崎市、相模原市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町の11市町。200万円以下で7割を超える自治体は、平塚市、相模原市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町の18市町村です。未申告又は不明の比率が高い自治体もあることから、低所得者の比率はもっと高いと思われ、市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明らかです。

(2) 世帯ごとの加入者数



国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が57.35%（去年57.99%）を占め、2人世帯が28.89%と、単身者と2人世帯で86.24%を占めます。単身世帯が6割を超えている自治体は、横浜市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、山北町、箱根町、湯河原町の10市町。箱根町が単身世帯71.78%ともっとも高く、清川村が30.87%ともっとも低い。

(3) 年齢別の加入者数



60歳以上が51.03%と過半数を占め、昨年の50.7%から微増しています。60歳以上の比率が55%を超えている自治体は、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村と13市町村に及び、もっとも比率が高いのは清川村で64.65%。全県平均で、70歳以上は26.44%（昨年は24.9%）に及び、多くの方が今後、後期高齢者となります。

3. 2021年度保険料（税）関係（15～28P）

（1）2021年度保険料（税）率、その他について

①2021年度保険料（税）率・額

2021年度の保険料（税）率は、減額されたのが12市町、据え置きが15市町、引き上がったのが6市町村で、昨年と比べて減額・据え置きが5自治体増加しました。4月に実施した調査に基づき、モデル世帯ごとの保険料を算出しました。

■は前年より引き下げ ■は前年と同率・額

2021年	医療分				後期高齢者医療支援分				介護分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
横浜市	7.36%		34,430		2.24%		10,430		2.65%		14,710	
川崎市	6.44%		33,530		2.56%		12,993		2.62%		16,060	
横須賀市	6.47%		18,520	29,290	2.35%		6,600	10,450	2.30%		7,220	8,210
平塚市	6.41%		25,290	17,490	2.50%		9,560	6,620	2.60%		11,740	6,000
鎌倉市	6.10%		24,930	15,780	2.52%		9,180	5,610	2.53%		9,360	4,860
藤沢市	5.73%		23,640	16,440	2.49%		9,840	6,840	2.07%		10,320	5,040
小田原市	6.78%		23,442	19,238	2.71%		8,756	6,910	2.64%		9,876	5,883
茅ヶ崎市	6.04%		18,600	24,100	2.74%		8,000	10,300	2.43%		8,600	8,100
逗子市	5.75%		20,200	16,400	2.75%		8,900	7,200	2.10%		7,800	4,500
相模原市	5.65%		24,500	17,600	2.10%		9,500	6,000	1.70%		9,000	5,400
三浦市	6.19%		26,900	11,800	2.69%		14,100		2.69%		17,100	2,500
秦野市	5.80%		19,700	21,400	2.37%		6,700	7,300	1.98%		6,400	6,800
厚木市	6.14%		22,484	21,850	2.21%		7,887	7,664	2.25%		9,208	6,378
大和市	5.95%		19,200	19,800	2.20%		7,200	7,800	1.30%		7,200	4,800
伊勢原市	5.32%		21,000	20,800	2.20%		7,800	8,700	1.94%		7,500	7,200
海老名市	5.50%		23,700	18,600	1.90%		8,100	6,600	1.60%		8,400	4,500
座間市	5.90%		22,200	19,800	2.10%		6,400	7,000	1.70%		7,400	6,200
南足柄市	5.82%		25,310	28,540	2.15%		9,740	10,950	1.83%		13,230	8,680
葉山町	4.90%		19,000	17,500	2.40%		8,500	7,500	2.20%		9,500	5,400
寒川町	5.10%		20,500	20,000	2.70%		10,500	10,000	2.20%		10,000	7,200
綾瀬市	5.60%		16,800	19,200	1.95%		6,800	7,200	1.80%		6,000	6,000
大磯町	6.20%		24,500	21,000	2.80%		13,000		2.30%		12,000	
二宮町	6.25%		25,600	26,200	2.10%		9,400	7,800	2.00%		17,000	
中井町	5.82%	0.00%	25,000	25,000	1.39%	0.00%	6,600	6,000	1.74%	0.00%	9,100	7,000
大井町	3.03%		18,000	9,750	2.04%		7,500	4,000	1.51%		7,500	3,000
松田町	5.65%	0.00%	27,500	26,800	2.50%	0.00%	10,000	6,870	1.99%	0.00%	11,000	7,800
山北町	5.20%	30.90%	23,000	41,000	1.20%	4.60%	8,200	6,000	1.30%	5.00%	4,200	5,600
開成町	6.28%		27,200	16,800	2.40%		10,200	6,800	1.99%		11,000	4,900
箱根町	5.74%		17,850	20,000	1.69%		5,250	5,880	1.78%		7,400	6,830
真鶴町	6.12%		29,180	24,110	1.77%		8,710	7,180	2.52%		12,640	6,360
湯河原町	6.15%		21,800	16,500	2.42%		8,600	6,500	1.73%		7,300	4,200
愛川町	6.28%		20,400	24,000	2.12%		6,600	8,600	1.65%		7,000	7,000
清川村	5.52%		22,300	10,700	1.58%		6,400	3,070	2.16%		9,120	3,160
単純平均	5.85%	10.30%	23,218	20,564	2.24%	1.53%	8,726	7,219	2.05%	1.67%	9,754	5,845

②徴収方式

保険料として徴収しているのは14自治体、保険税として徴収しているのは19自治体。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町、清川村
保険税方式	平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町

③保険料（税）賦課方式

賦課方式は、2方式（所得割・均等割）が2自治体、3方式（所得割・均等割・平等割）が30自治体、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が1自治体（山北町）。中井町、松田町の2自治体が、4方式から3方式に移行した。

2方式	横浜市、川崎市
3方式	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町、愛川町、清川村
4方式	山北町

（2）世帯所得区分の2021年度保険料（税）額

2021年度保険料（税）額は、被雇用者を除いて基礎控除が33万円から43万円に引き上がったことで、市町村ごとに被雇用者比率によって額が変動します。そのため今回の調査では、モデル設定保険料を「保険料率から算出した保険料（基礎控除額33万円で計算）」と市町村から提出していただいた「実際の保険料額」の2通りの表としました。以下は、市町村から提出された世帯所得区分別保険料（税）額での2020年度との比較で、ほぼ2/3の市町村で減額となりました。モデルケースでは、資産割（固定資産税にかかる保険料・税）の固定資産税額を5万円で設定しました。

① 単身世帯（45歳）

所得100万円の層の年間保険料は、単純平均127,671円で、所得の12.77%。最高額は、山北町の185,250円（資産割がある自治体）、最低額は大井町の87,200円。

② 2人世帯（45歳親と子）

所得200万円の層の年間保険料は、単純平均260,243円で、所得の13.01%。最高額は、真鶴町の299,917円、最低額は大井町の153,000円。

③ 2人世帯（45歳）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均476,787円で、所得の11.92%。最高額は、小田原市の549,000円、最低額は大井町の317,600円。

④ 3人世帯（45歳夫婦、子供10歳）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均505,947円で、所得の12.65%。最高額は、三浦市の584,400円、最低額は大井町の317,600円。

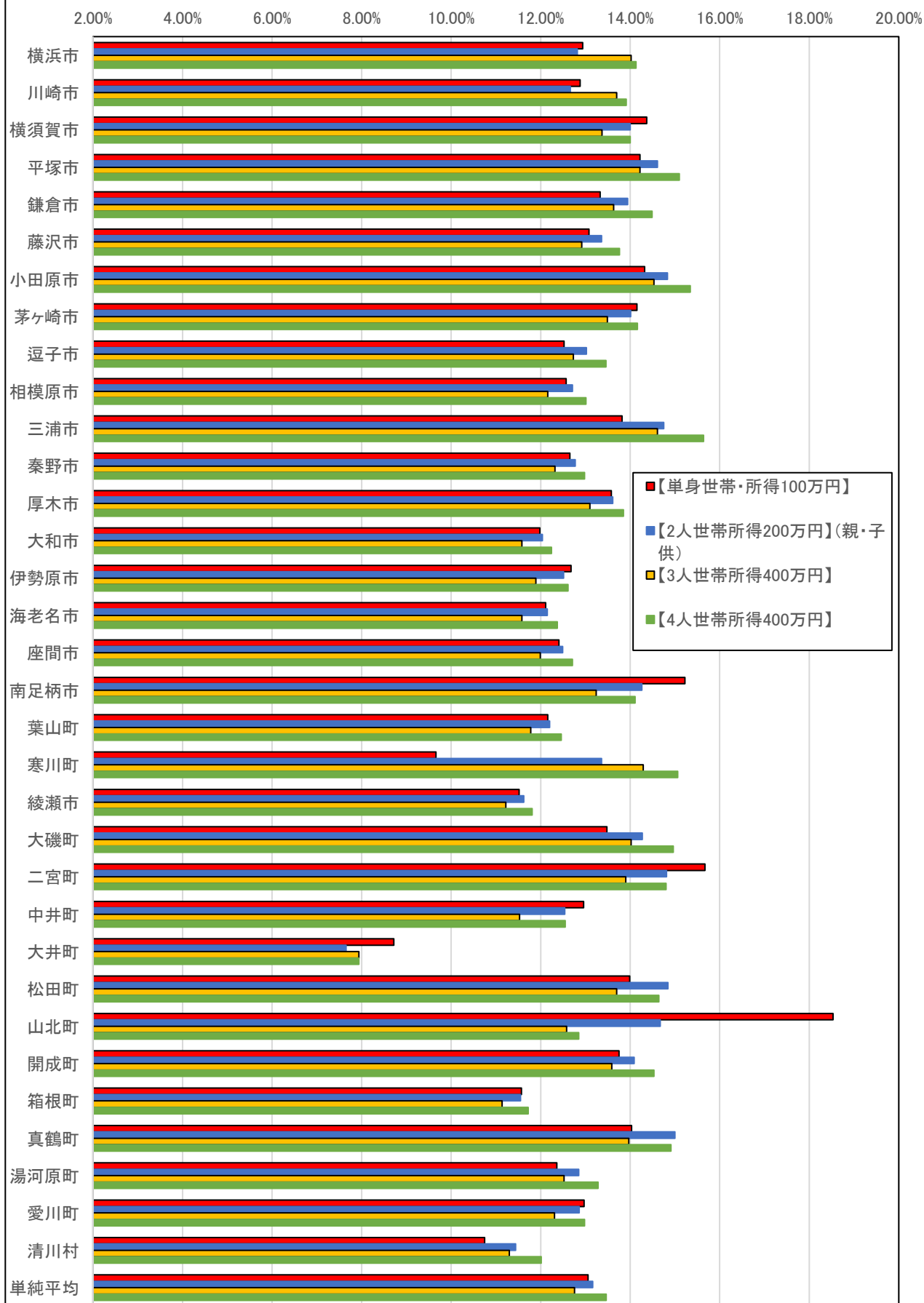
⑤ 4人世帯（45歳夫婦、子供5歳・10歳）

所得400万円の層の年間保険料は、単純平均534,419円で、所得の13.36%。最高額は、三浦市の625,400円、最低額は大井町の317,600円。

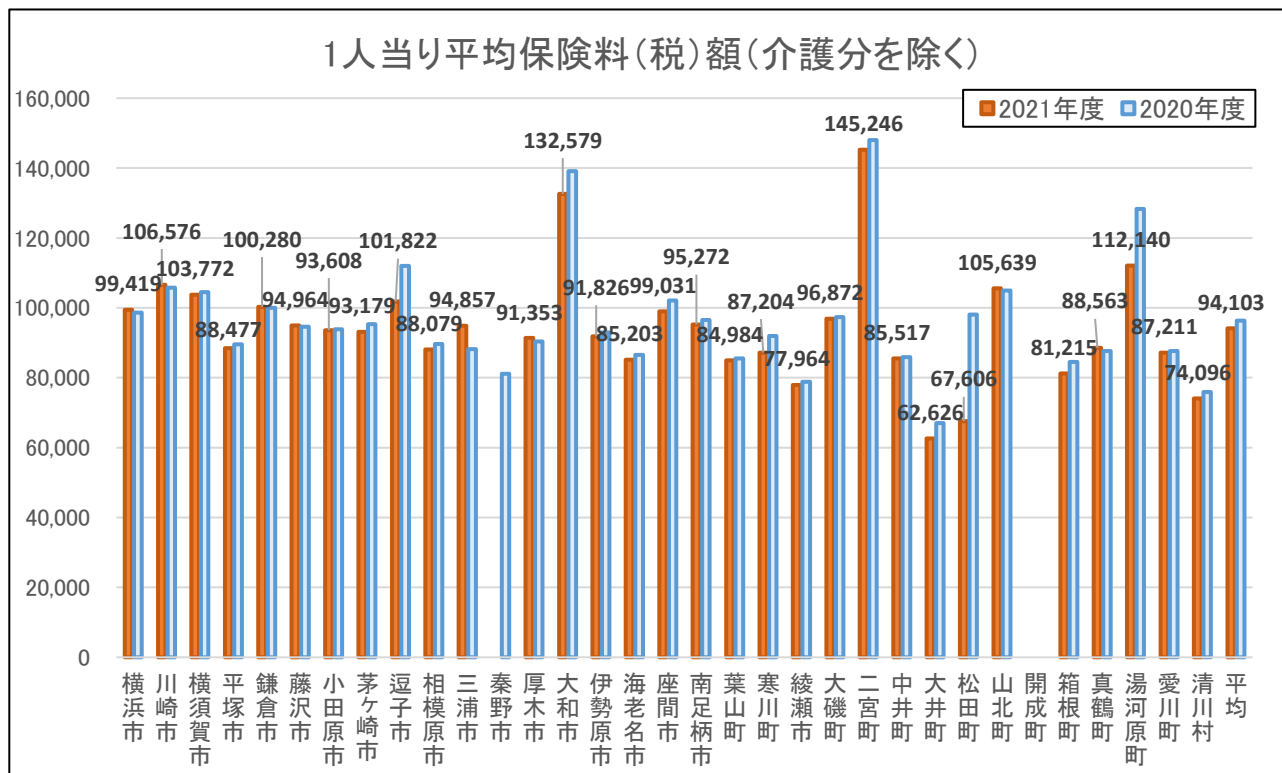
⑥ 夫（68歳・世帯主・年金収入200万円）と妻（66歳・年金収入80万円）の2人世帯

このモデル設定での2021年度保険料（税）額平均は86,277円で、前年度と比べて3,166円減額しました。12市町村で減額、15市町で前年度と同額となりました。9万円未満が26市町村（最低は大井町の56,100円）です。

世帯別・所得別の保険料(税)負担率



⑦ 一人当たり年間平均保険料（税）額



2021年度の1人当たり年間平均保険料（税）額のうち、介護分を除いた額の平均は94,103円で、10万円未満が23市町村（最低は大井町の62,626円）。介護分を含めた額の平均は105,621円で、11万円未満が21市町村（最低は大井町の69,283円）。

4. 保険料（税）減免実績について（29～34P）

2019年度の保険料（税）減免実績のうち、法定減免は全県で605,371件、総額219億7千万円の軽減が行われました。条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免（所得割の減額に反映）を行っており、申請件数35,236件、減免総額12億8千万円と突出しています（川崎市も同様の減免制度がある）。2020年度から、大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、昨年の中井町に続いて箱根町が均等割について第3子から全額減免をスタートしました。2020年度の保険料（税）減免実績のうち、法定減免は全県で598,091件、総額220億8千万円の軽減が行われました。条例減免実績のうち、横浜市は申請件数56,222件、減免総額44億5千万円と増えており、川崎市も同様に大きく増えています。市町村ごとの減免措置の拡大が求められています。

コロナの影響による保険料（税）の減免についての調査も行い、全県で2020年度の申請件数38,042件、決定件数39,288件、総額53億9980万円の減免を実施しています。

5. 一部負担金関係（35～38P）

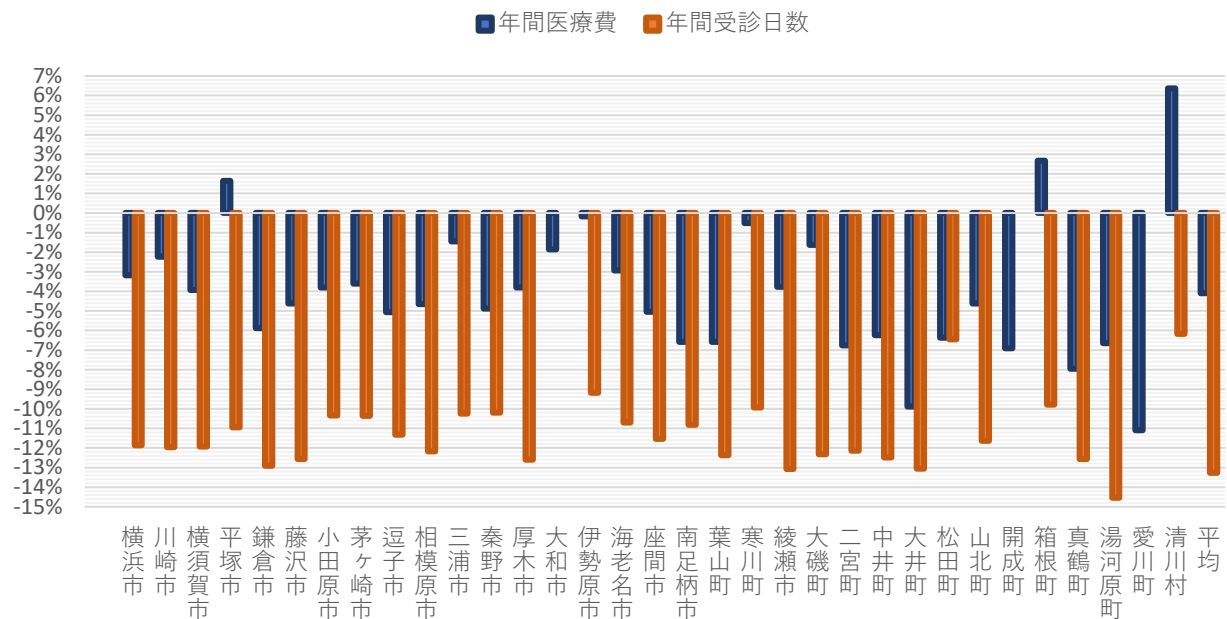
一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件に満たない程度あり、各市町村で、国保だより、国保のしおり、ホームページなどで広報していますが、制度の周知は不十分な実態がうかがえます。

「収入減少世帯および有病世帯の判定方法について」で、基準生活費（生活保護法の保護の基準）に乗じた額を聞いたところ、全ての自治体が115%であり、140%が相模原市、130%としているのが、鎌倉市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の6市町。

コロナの感染による傷病手当金の2020年度支給実績については、申請件数329件、決定件数272件、総額20,844,209円で1人当たり76,633円の手当金が支給されました。

6. 受診動向関係 (35～36P)

受診動向 (被保険者1人当たり2020年度の2019年度対比)



コロナ禍のもとで、受診控えが懸念されることから、受診動向について、医療費、レセプト件数、年間受診日数、特定健診受診率について調査しました。医療費は、2019年度比較して2020年度は5.60%減少し、1人当たりで計算すると4.09%のマイナスとなりました。総額で10%以上のマイナスが、二宮町、大井町、真鶴町、湯河原町、愛川町の5町。1人当たりでは愛川町だけでした。医療費が増額したのは清川村のみで、1人当たりでは箱根町と清川村です。

レセプト件数は、平均で11.16%のマイナスとなりました。年間受診日数も11.75%のマイナスで、医療費比べて落ち込みが大きく、通院を控える傾向にあることが伺えます。また、特定健診は受信できない期間もあったことから、受診率が32.47%から28.88%へと3.59%もマイナスとなっています。

7. 国保財政関係 (41～52P)

(1) 一般会計法定外繰入の算出基準について

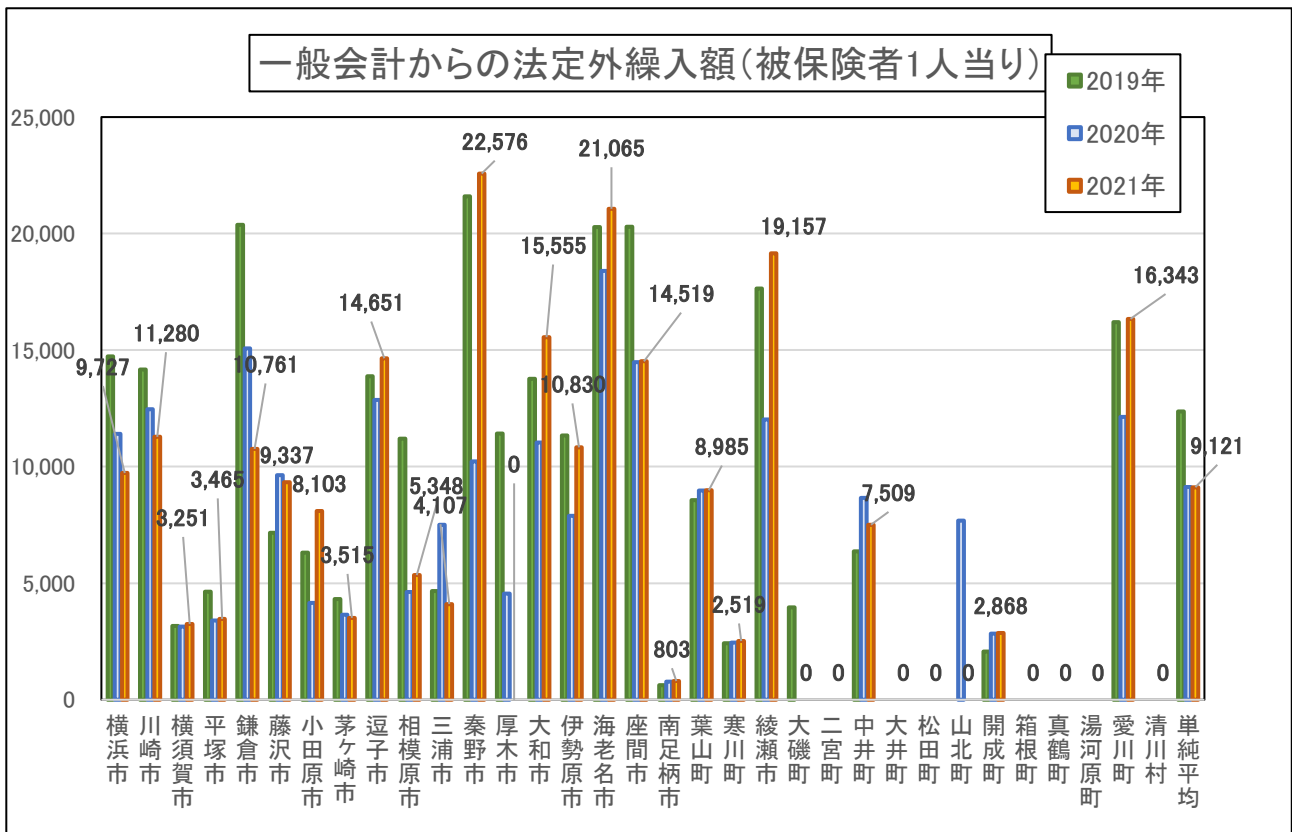
法定外繰入の算出基準は、「一人当たりの保険料が前年度と比較して大幅な増額となる場合(清川村)」など、多くの自治体でなんらかの基準を持っています。一方で、「基準はない」という自治体もあり、横須賀市「財政担当課と協議の上実施している」、三浦市「財政状況を考慮してその年毎に算出している」、座間市「歳入、歳出の財源調整」など、財政状況に応じた判断としています。

(2) 一般会計からの法定外繰入額について

2021年度繰入額の保険者一人当たりの額は、平均で39,798円。法定外繰入の1人当たり平均額は9,121円で、前年と比べわずか8円の減少と踏みとどまっています。2021年度の1人当たり額で、前年比で増加したのは、横須賀市、小田原市、逗子市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、開成町、愛川町の14市町。最高額は秦野市の22,576円、次いで海老名市の21,065円。法定外繰入については、9町村(大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村)が実施していません。

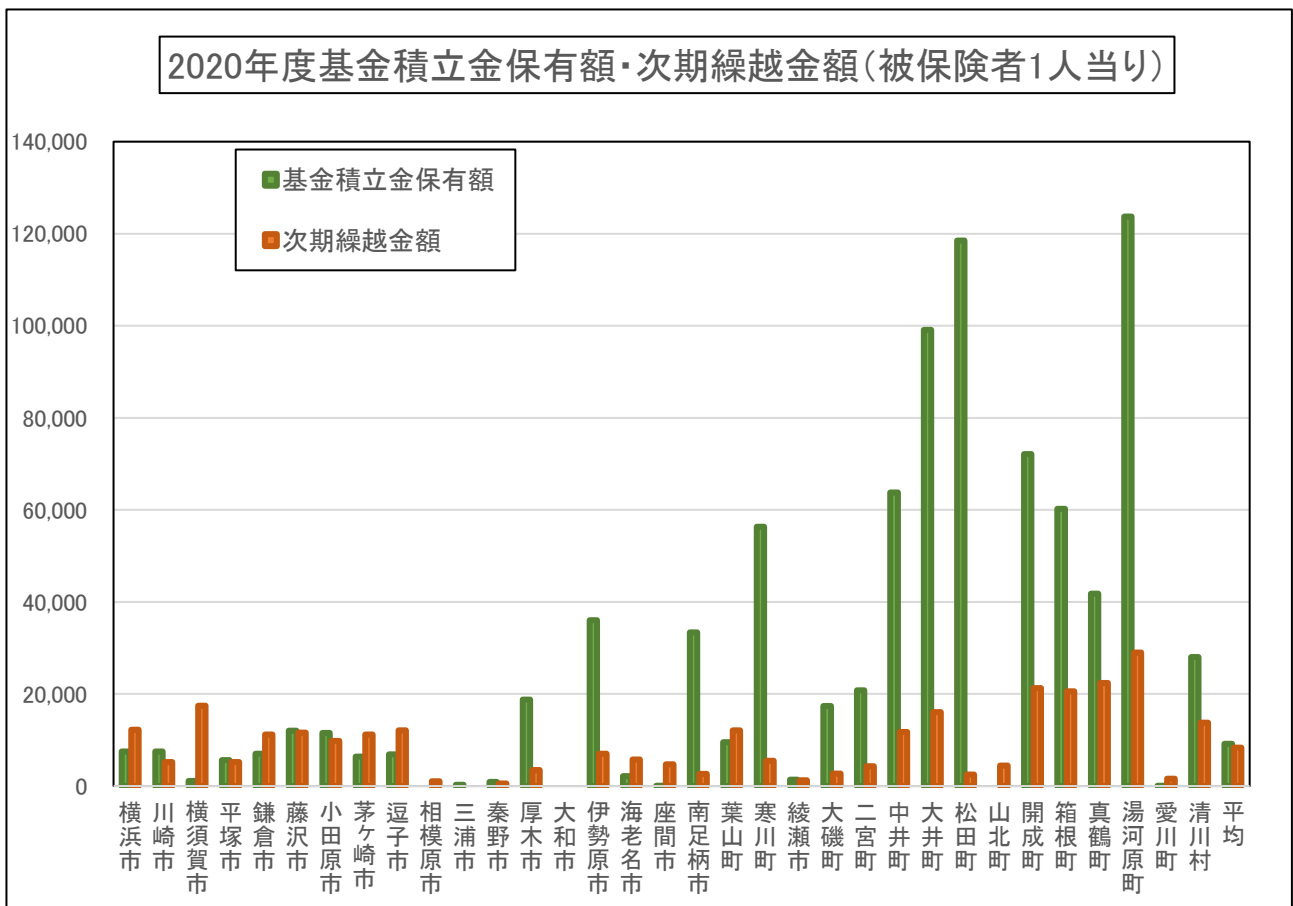
(3) 法定外繰入の今後の計画

多くの自治体が、計画的・段階的な削減をすすめていくとしています。国の圧力(保険者努力支援制度で評価)があり厳しい状況ですが、保険料引き上げとにならないよう削減計画の見直しを求められています。



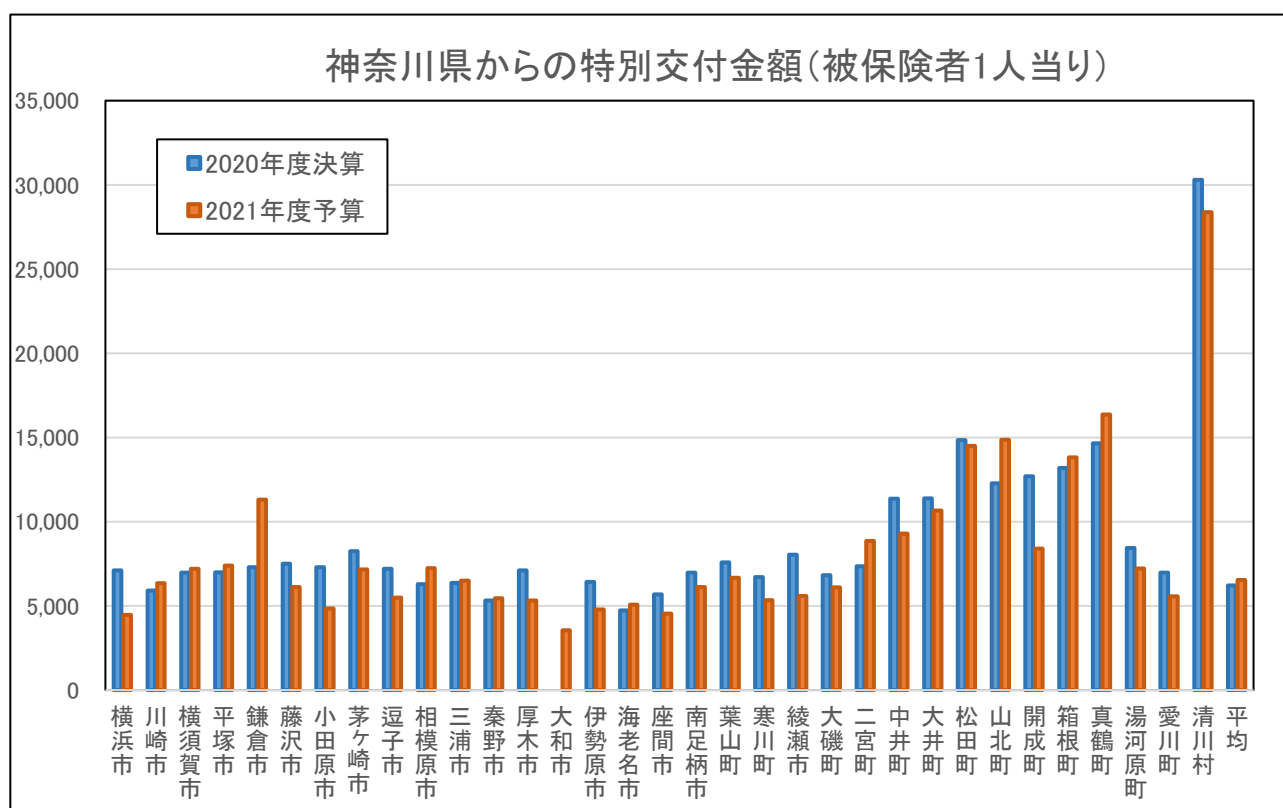
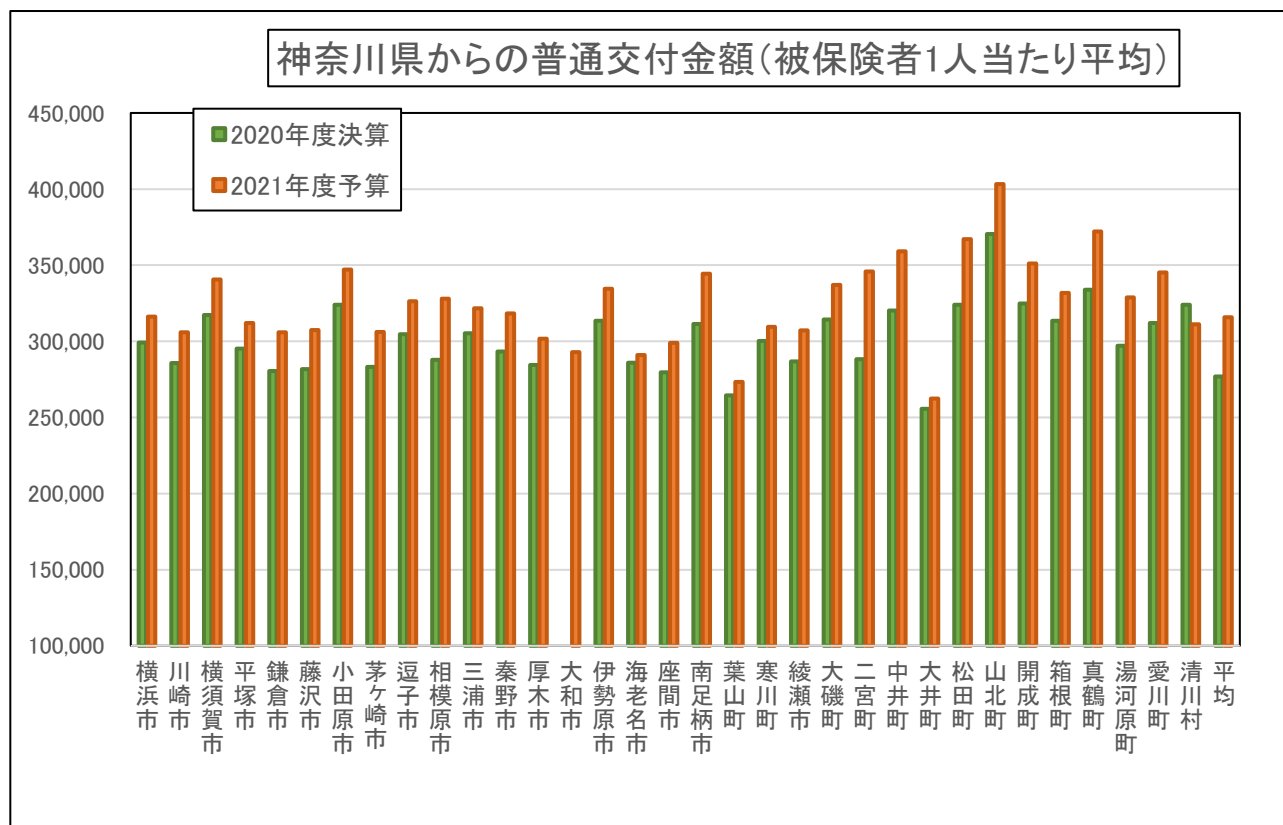
(4) 基金積立金・次期繰越金

法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められます。2020年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は9,215円、2020年度の次期繰越金は8,320円。基金の保有高の最高額は、湯河原町の123,747円、2020年度の次期繰越金の最高額も、湯河原町で28,973円。



(5) 国庫からの支出金、県からの支出金

都道府県単位化にともなって、国庫負担金は減少しています。そのかわりに、神奈川県からの普通交付金と、特別交付金が増えています。2021年度の被保険者一人当たりの普通交付金の平均額は315,788円、最高額は山北町で403,206円、最低額は大井町で262,426円と差があります。特別交付金の平均額は6,542円、普通交付金と比べて金額は少ないものの、最高額は清川村で28,938円、最低額は海老名市で3,548円と大きな差があります。



8. 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（53～61P）

（1）滞納額と差押え、執行停止の状況

滞納額と差押え、執行停止の2020年度の状況では、滞納世帯数に対する差押件数の割合が10%以上は、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、厚木市、綾瀬市、中井町、松田町の8市町で1自治体増加。差押え金額比率では、厚木市が42.3%、横浜市が38.22%、南足柄市21.22%、伊勢原市21.05%、綾瀬市19.24%、小田原市19.12%など、滞納対策の強化がすすめられています。一方で、執行停止件数比率では、横浜市18.17%、大磯町14.03%、秦野市11.08%と救済措置がとられています。

（2）差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、内訳が横浜市と川崎市が未集計。差押え資産の最も大きいのが預貯金で、件数、金額とも約半分を占めています。

（3）滞納・差押えの担当部局および移行ルール

保険料（税）の収納率の向上が全ての自治体で最重要課題となっており、収納対策の強化がはかられています。国保の担当部局から収納部局への移行があるところは、鎌倉市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、大磯町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の18市町村。移行ルールは、現年度分は国保担当部局で過年度分が収納対策部局へ移行、処理困難と認められる事案を移行、税金と国保保険料の滞納がある場合など。

以 上